

インターネット適性診断システム機器に関する貸出規約

一般社団法人 兵庫県トラック協会

(目的)

第1条 この規約は(一社)兵庫県トラック協会(以下「協会」という。)が、自動車事故防止対策の一環として適性診断の促進を図るため、会員に対して独立行政法人自動車事故対策機構が運営するインターネット適性診断システム(以下「適性診断システム」という。)を利用するための機器(以下「機器」という。)の貸出について必要な事項を定める。

(機器の貸出)

第2条 協会は貸出を希望する会員に対し、次項に定める機器を無償にて貸し出す。

2 貸し出す機器は下記のとおりとする。

- (1) デスクトップ型パソコン(ディスプレイ含む) 1式
- (2) 印刷用プリンター(予備インク含む)
- (3) 適性診断を使用するに当たって必要な機器(音響機器、カメラ、ハンドル、ペダル含む)
- (4) 専用ケース 2個

3 貸出期間は最長2ヶ月とし、1事業者につき1年度に一回のみ申請とする。

(提供するサービス)

第3条 機器により提供するサービスは、次に掲げるものとする。

- (1) 適性診断システムによる適性診断受診
- (2) 適性診断システムによる適性診断受診結果に係る適性診断票の印刷
- (3) 適性診断システムによる適性診断受診結果に係る指導要領の印刷

(機器の貸出手続き)

第4条 貸出を希望する会員は、機器の貸出について「機器貸出申込書」(第1号様式)により協会へ申し込むものとする。

2 協会は前項の「機器貸出申込書」のほか、必要に応じ、参考となる資料について提出を求められることができる。

3 協会は第1項の申込みがあり、貸し出すことが適当であると認めるときは、協会が機器の保守管理等を委託する会社(以下「管理委託会社」という。)の担当者へ連絡を行う。

4 第3項の通知後、管理委託会社の担当者と借受者が日程、設置場所等の調整を行う。

(借受者の責務)

第5条 借受者は、借り受けた機器を損傷、滅失又は紛失させないよう善良な管理者の注意をもって適切に使用、管理及び輸送を行わなければならない。

(借受者の禁止行為)

第6条 借受者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 第3条に規定するサービス以外の機器の使用
- (2) 機器の改造又は改変
- (3) 機器に導入されているソフトウェアの複製、複写又は改変
- (4) 機器の転貸又は前号の行為により取得したものの貸与又は譲渡

2 借受者は、機器を損傷、滅失又は紛失させたときは、管理委託会社へその旨を通知した上で協会に速やかに届け出なければならない。

(機器の使用停止又は制限)

第7条 協会は、借受者が、次のいずれかに該当すると認められるときは、借受者に対して機器の使用を停止又は制限することができる。

- (1) 機器を不正使用したとき
- (2) 協会が指示した必要な措置を講じないとき
- (3) 機器を法令又は公序良俗に反する目的で使用しようとしたとき

(障害発生時の対応)

第8条 借受者は、機器の機能に異常を認めるときは、管理委託会社に対し直ちにその旨を通知するものとする。ただし、当該異常が管理委託会社の休業日及び開業時間外に発生したときには、翌開業日に速やかに連絡するものとする。

(損害負担)

第9条 借受者が、第5条から第7条の規定に反し又は借受者の責により生じた機器の損傷については、機器の修理等に必要な費用は借受者が負担しなければならない。

2 借受者の責にならない損傷については、その修理費用等は協会が負担する。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項については、協会と借受者との間で別途協議の上決定する。

附則

この規約は、平成30年9月1日から施行する。

- ・ 令和5年2月1日改正 (機器の貸出) 第2条3項
- (機器の貸出手続き) 第4条3項・4項
- (借受者の禁止行為) 第6条2項
- (障害発生時の対応) 第8条